

個人情報の適切な管理に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人多文化センターまんまるあかし(以下「法人」という)の法人等の保有する個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」(以下、法とする)及び関連法令等を遵守し、適正な管理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において「個人情報」とは、法第2条に規定する個人情報をいう。

1 個人情報 - 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 個人情報データベース等 - 個人情報を含む情報の集合物であつて、媒体(電子機器、紙)を問わず、容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

3 個人データ - 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 保有個人データ - 法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行なうことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより本人又は第三者の利益が害されるもの以外のものをいう。

5 本人 - 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、法人の役員、職員、その他法人の業務に従事するすべての者に適用する。

(個人情報管理責任者)

第4条 法人においては、理事長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、本規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用又は改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

第5条 法人が個人情報を取得する際には、利用目的を明確化するように努力し、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得する。

(利用目的の通知・公表及び変更)

第6条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 法人は、個人情報を取得した際に示した利用目的を変更することができる。ただし、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内とし、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(個人データの提供)

第7条 法令で定める場合を除き、あらかじめ本人等の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 法人の事業を遂行するために当該事業に係る業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ本人等の同意を得た上で、次に掲げる条件を満たす委託先限り、取得の際に本人等に示した利用目的の範囲内において当該個人データを当該委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

(2) 個人情報の保護に関しこの規程と同等以上の規程を有しかつその適正な運用及び実施をしている者であること

(3) 法人との間で、適正な内容の個人情報の保護に関する契約を締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損の防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報を取り扱う役職員等に対し

て必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 利用する必要がなくなった個人情報については、直ちに消去・破棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 12 条 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 13 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長のほか、影響を受ける可能性のある本人に報告しなければならない。

(1) 漏洩した個人情報の範囲

(2) 漏洩先

(3) 漏洩した日時

(4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、理事長及び関係機関とも相談の上、個人情報の漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(個人データの訂正等)

第 14 条 本人等から保有個人データについて開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じる。

(苦情の処理)

第 15 条 個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努める。

(改 廃)

第 16 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。(令和 6 年 3 月 30 日 理事会にて議決)